法令及び定款にもとづくインターネット開示事項

■事業報告の「Ⅴ　会社の体制及び方針」の
「１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び
「２．会社の支配に関する基本方針」
■計算書類の「株主資本等変動計算書」及び
「個別注記表」
■連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び
「連結注記表」

第97期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

法令及び当社定款第17条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.toei.co.jp/company/）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものであります。

東映株式会社

Ⅴ　会社の体制及び方針

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を定めております。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　「東映コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」の周知及び遵守の徹底をはかる。

②　「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、具体的な課題を洗い出し、課題ごとにコンプライアンスの推進をはかる。

③　「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「東映グループホットライン」の適切な運用をはかる。

⑵　財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき信頼性ある財務報告体制の整備、運用に取組むが、その基本方針は次のとおりとする。

①　適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを周知徹底し、適切に整備し、運用する。

②　財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクの評価と対応、及びリスクを低減するための体制を適切に整備し、運用する。

③　真実かつ公正な財務報告に関する情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、運用する。

④　財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用する。

⑤　財務報告に係る内部統制に関するＩＴに対し、適切な対応をする。

⑶　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議書、取締役会議事録その他の職務の執行に係る情報について、各々の管理基準に基づき、適切な保存・管理を行う。

⑷　損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①　「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「内部統制委員会規程」に基づき、適切なリスク管理体制を構築する。

②　監査部は、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、各部署に対してリスク管理体制の改善に関する助言・提案を行う。

⑸　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　「組織規程」及び「決裁権限規程」により、各部署の業務分掌及び各部長等の職務権限を明確にし、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。

②　急な検討を要する重要事項等が生じた場合は、取締役社長及び担当取締役等で構成する常務会又は常勤取締役等で構成する常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処する。

⑹　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　「内部統制委員会規程」及び「関係会社管理取扱規程」に基づき、経営戦略部グループ戦略室を中心に、各グループ会社と連携して、グループ全体の業務の適正の確保をはかる。

②　「東映コンプライアンス指針（コンプライアンス・リスクマネジメント規程）」を周知するとともに、各グループ会社においても、それぞれの事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたコンプライアンス指針等を制定し、その周知及び遵守の徹底をはかる。

③　各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督を行う。

④　東映グループ社長会議を定期的に開催し、各グループ会社との連絡を密にするとともに意思疎通をはかり、グループ全体の業務の適正の確保に資する。

⑤　法令等違反行為及びリスクの早期発見並びにそれらへの早期対応のため、当社に「東映グループホットライン」を設置し、その業務を当社の経営組織から独立した外部の業者に委託するとともに、各グループ会社に関する通報も受け付ける窓口と位置づけて適切な運用をはかる。

⑥　各グループ会社は、「関係会社管理取扱規程」に基づき適切な内部統制環境を整備するとともに、各グループ会社の事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたリスク管理体制を構築する。

⑦　各グループ会社は、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に基づき、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。

⑧　当社監査部は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社においても内部監査を実施し、当社グループの業務の適正の確保のために助言・提案を行う。

⑺　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①　監査役補助者

監査役の要請に応じ、必要な員数等について監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を設置し、当該使用人が監査役から指示を受けた業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

② 監査役補助者の独立性

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動等の人事及び懲戒その他の不利益な取扱いに関しては、監査役と事前に協議して同意を得る。

⑻ 監査役への報告に関する体制

① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は著しい損害が現に発生したときは、直ちに監査役会に報告する。
② 取締役及び使用人は、監査役会の要請があった場合は、監査役会に出席し、要請に応じて報告又は資料の提出を行う。
③ 監査部は、内部監査の結果について監査対象である部署又はグループ会社に通知した内容を常勤監査役に報告する。
④ 監査部は、「東映グループホットライン」の運用状況について、定期的に常勤監査役に報告する。
⑤ 「東映グループホットライン」への通報を行った者及び上記①乃至④の報告を行った者が、当該通報又は報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役から、監査を適切に行う環境に問題があると指摘された場合には、担当取締役又は取締役会は、監査役と協議のうえ、必要な是正措置を講ずる。
② 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の処理又は前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(当該体制の運用状況)

① 「東映コンプライアンス指針」「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を周知するなど、コンプライアンスの浸透、リスクマネジメントの強化に努めております。また、ハラスメント防止対策やメンタルヘルス対策等を目的として、当社の全従業員に対し、ｅラーニングによる研修を実施しております。なお、当事業年度においては、「コンプライアンス・リスクマネジメント常任委員会」を２回開催し、コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進について議論をしております。
② 当社グループを対象とした外部の独立した通報窓口「東映グループホットライン」を設置し、法令等違反行為及びリスクの早期発見・対応に努めております。
③ 経営戦略部グループ戦略室を中心に各グループ会社と連携するとともに、各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督をしております。また、当事業年度において、東映グループ社長会議を２回、東映グループ監査役会議を３回開催し、意思疎通をはかっております。

④ 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定しており、毎年、取締役会において、監査部から財務報告に係る内部統制整備運用状況の評価結果について報告を行っております。

⑤ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則月１回の取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しております。

⑥ 監査役会は、監査基本計画において、社内常勤監査役と社内外の非常勤監査役の職務分担を毎期定め、高度な情報収集力と強固な独立性とを組み合わせ、実効性の高い監査活動を行っております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部と連携しつつ、監査の実効性向上をはかっております。なお、当事業年度においては、監査役会を14回開催しております。

２．会社の支配に関する基本方針

⑴ 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は1951年の創立以来、半世紀を越えて、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と多角的な営業により、質高く健全なエンタテインメントを提供することに努めてまいりました。

2018年４月、「東映グループ企業理念」「東映グループ経営ビジョン2020」を策定・公表いたしました。

「東映グループ企業理念」は映像製作の絶え間ない継続による『全世界で人々に愛されるエンタテインメントの創造発信』を理念としながら、「映像を中心に明日への糧となるエンタテインメントの創造発信」「キャラクターの創出と育成による日常への癒しの提供」「くつろぎと感動をもたらす非日常の場とサービスの提供」を三位一体として企業活動に従事してまいります。

映像部門につきましては、多様化するメディアに柔軟に対応する企画製作体制を構築し、東西両撮影所とデジタルセンターの一体運営や東映アニメーション新スタジオとの連携を強化して、娯楽性豊かなコンテンツの提供をはかってまいります。

さらにアニメーションや特撮ヒーロー作品などから生まれるキャラクター事業は海外展開も視野に、新規創出も検討して拡充してまいります。

また、娯楽発信の拠点としてはティ・ジョイのシネコン事業はもとより京都太秦映画村などのインフラ事業、東映チャンネルや東映特撮ファン倶楽部などの放送メディアや配信アプリ事業などにも力を入れてまいります。

「東映グループ経営ビジョン2020」はグループとして、2020年のその先も質高く健全なエンタテインメントを創造発信していく『総合コンテンツ企業』を確立するために、グループ各人が「創造力」「実現力」「行動力」の三位一体の力を発揮し、結集できる体制の構築を目指します。

イ.創造力：コンテンツ(映像やイベント企画、キャラクター創出、顧客サービス向上のアイディアなど)を生み出すための源泉となる力に対する考え方

ロ.実現力：グループで培われたノウハウやインフラを最大限に活用して、創造の種を大きく実らせる力

ハ.行動力：生まれたコンテンツをあらゆるシーンで有効活用し、全世界へ発信していく力

３つの力を企画・製作・営業のみならず、あらゆる業務で発揮して、万人に幸福と夢の実現をもたらします。

当社グループは、今後も、上記の「東映グループ企業理念」「東映グループ経営ビジョン2020」に続く将来へ向けた取組みについて検討を重ねてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの充実にも取り組んで、ステークホルダーとの長期にわたる信頼関係を構築し、当社グループの持続的な成長と企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めてまいる所存であります。

⑵大規模買付行為（注１）に対する考え方

当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品等と、それらの作品から生まれた様々なキャラクターを包含する知的財産権の集積及びそれらを生み出し幅広くビジネスとして展開するための経験や知識、技術等の集積を核とするものであります。これらの知的財産権や経験等の集積は当社グループの企業価値の源泉にほかなりませんが、必ずしもそのすべてが当社グループの資産として会計上認識されている訳ではありません。また、この知的財産権の集積が当社グループの利益に貢献する期間や貢献の度合いは、作品等によって大きく異なりますが、ユーザーへの提供技術の発達や利用形態の多様化とあいまって、十数年あるいはそれ以上の長期間にわたって貢献する作品等も存在しており、通常の商品や資産とは異なる特徴を有しております。これらの点を十分に理解することなく当社グループの企業価値を適切に評価することは極めて困難であると思料されます。

当社取締役会は、大規模買付者（注２）による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、昨今の国内・国外の資本市場においては、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議を経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、大規模買付行為が行われるといった動きも見られます。当社取締役会は、このような状況を踏まえて、上記のような当社グループの知的財産権や経験等の集積と、近年の当社株券等の時価総額・資産状況の推移等を考慮した場合、当社株券等がそのような大規模買付行為の対象となる一定の可能性が存在していることは否定でないと判断しております。

そして、そのような状況に鑑み、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されるとともに、当社取締役会が大規模買付者に対して、当社グループの企業価値についての協議を求めることが可能になることを担保するための手立てをあらかじめ確保しておくこと及び提供された情報や代替案等を踏まえて当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間を確保することが、株主の皆様にとって有益であり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えます。（注１）「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

（注１）「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

（注２）「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

⑶　買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みを設けることが必要であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、2007年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、３年ごとに６月下旬開催の定時株主総会において内容を一部修正又は変更した上で継続することにつき承認を得ております（以下、2019年の定時株主総会において承認された対応策を「本対応策」といいます。）。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、社外者で構成される特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換え

に新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催するべき旨の勧告を行うことができるものとし、当該勧告がなされた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集を決議することができるものとします。

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

なお、取締役会は、株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動することを決議する場合には、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとします。

⑷　本対応策の合理性について

本対応策は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

①　株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応策の有効期間は、2019年６月27日開催の第96期定時株主総会の終結後から2022年６月開催予定の2022年３月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によって本対応策を廃止できることとされています。

さらに、本対応策は、所定の場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、株主総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することとしております。

また、株主総会の決議を経ることなしに、本対応策の継続や実質的な内容の変更を行うことはありません。（法令の改正・廃止等への対応のための形式的な変更で、実質的な内容の変更を伴わないものを除きます。）

以上のように、本対応策は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております

②　独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策において、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動・不発動の決議及び株主の皆様のご意思を確認するための株主総会の招集の決議については、

当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外者で構成される特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

特に、当社取締役会が株主総会の決議を経ることなく対抗措置の発動を決議する場合には、当社取締役会は、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとしております。（当社取締役会の判断のみで対抗措置を発動できる余地がないものとなっております。）

③　買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。従って、本対応策では、対抗措置として大規模買付者等に割り当てられた新株予約権を当社が取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行うことはありません。

④　デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

⑤　特別委員会の評価期間の上限を明確にしていること

大規模買付者に対する特別委員会の評価期間は、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は最大60日間、それ以外の場合は最大90日間としております。ただし、特別委員会が、その期間内に結論に至らない場合には、30日間を限度として合理的に必要な範囲で評価期間を延長することができることとしております。

なお、特別委員会が大規模買付情報の追加情報を求めた場合の回答期限（当社取締役会が大規模買付情報を受領した後最大60日間）を合わせると、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は評価期間を延長した場合で最大150日間、それ以外の場合は評価期間を延長した場合で最大180日間となります。

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
2019年４月１日残高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	945	34,492	38,364	△7,001	56,941
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						△14	14	－		－
剰余金の配当							△902	△902		△902
土地再評価差額金取崩額							△1,671	△1,671		△1,671
当期純利益							5,826	5,826		5,826
自己株式の取得									△8	△8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△14	3,266	3,252	△8	3,243
2020年３月31日残高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	930	37,759	41,616	△7,009	60,185

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日残高	9,538	9,911	19,450	76,392
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△902
土地再評価差額金取崩額				△1,671
当期純利益				5,826
自己株式の取得				△8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,500	1,671	△829	△829
事業年度中の変動額合計	△2,500	1,671	△829	2,414
2020年３月31日残高	7,037	11,583	18,620	78,806

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

計算書類作成のための基本となる事項の注記

①　資産の評価基準及び評価方法

イ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品　　個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、決算期末日前６ヵ月以内封切の映画に係る製品は、法人税法の規定により取得原価の15％を計上しております。

原材料及び貯蔵品　　移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②　固定資産の減価償却方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、大規模の賃貸資産及び1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物　　２～65年

機械及び装置　　２～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ハ．退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

ニ．役員退職慰労引当金　　役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④　ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象　　借入金の利息、外貨建金銭債務

ハ．ヘッジ方針

当社は金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

⑤　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「関係会社株式評価損」は28百万円であります。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「減損損失」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「減損損失」は10百万円であります。

3．追加情報に関する注記

（新型コロナウイルス感染症の影響）

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がりや収束時期に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が当社の業績に対し、2021年３月期の一定期間にわたり影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性、固定資産減損の判定等）を行っております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額	43,137百万円
⑵　担保に供している資産	
建物	13,098百万円
土地	13,415百万円
投資有価証券	94百万円
関係会社株式	1,967百万円
計	28,576百万円
担保に供している資産に係る債務額	
１年内返済予定の長期借入金	3,320百万円
長期借入金	4,800百万円
預り保証金	1,289百万円
計	9,409百万円

⑶ 保証債務残高

下記会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

東映フーズ㈱	236百万円

⑷ 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,121百万円
関係会社に対する長期金銭債権	633百万円
関係会社に対する短期金銭債務	13,479百万円
関係会社に対する長期金銭債務	6,510百万円

⑸ 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として、純資産の部に計上しております。

再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。
再評価を行った年月日	2002年３月31日

５．損益計算書に関する注記

⑴ 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	6,038百万円
仕入高	13,312百万円
販売費及び一般管理費	3,130百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,961百万円

⑵ 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
賃貸資産	土地	北海道	50

② 減損損失の認識に至った経緯

市況の悪化等により、収益力の低下している賃貸資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.3%で割り引いて算定しております。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数　　普通株式　　1,879,276株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,208百万円
減損損失	1,176百万円
貸倒引当金	419百万円
役員退職慰労引当金	239百万円
資産除去債務	186百万円
投資有価証券評価損	165百万円
賞与引当金	128百万円
その他	456百万円
繰延税金資産小計	3,980百万円
評価性引当額	△1,827百万円
繰延税金資産合計	2,153百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,425百万円
固定資産圧縮積立金	△410百万円
その他	△63百万円
繰延税金負債合計	△3,899百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,746百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属　性	会社等の名称	資本金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	東映アニメーション㈱	2,867	アニメーションの製作・販売	直接 34.2 間接 6.8	アニメーション作品の制作委託等 資金の借入 役員の兼任	借入の返済	3,000	1年内返済予定の長期借入金	3,000
						借入（注1）（注2）	3,000	長期借入金	3,000
						利息の支払（注1）	35	その他流動負債	－
子会社	東映ビデオ㈱	27	各種ビデオソフトの製作・販売	直接 37.0 間接 63.0	ビデオ商品の仕入等 資金の借入 役員の兼任	ビデオ商品の仕入等（注3）	4,860	買掛金	1,509
						借入の返済	3,700	短期借入金	3,700
						借入（注1）	3,700		
						利息の支払（注1）	22	その他流動負債	－
子会社	㈱東映テレビ・プロダクション	20	映像制作	直接 100.0	映像作品の製作委託等 役員の兼任	テレビ映画制作の委託（注3）	4,535	未払金	729
関連会社の子会社	㈱テレビ朝日	100	放送事業	－	テレビ番組の制作受託等 役員の兼任	テレビ番組の制作受託等（注3）	5,486	売掛金	495
						有価証券の売却（注4）			
						売却代金	900	－	－
						売却益	885	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）借入金利率の条件は、市場金利を勘案して決定しております。

（注2）有価証券を担保に供しております。

（注3）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注4）有価証券の売却については、合理的な方法により決定された売却価額によっております。

9．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,113円96銭
1株当たり当期純利益	451円99銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

〔備考〕記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日残高	11,707	22,184	118,921	△7,515	145,297
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△902		△902
土地再評価差額金取崩額			△1,671		△1,671
親会社株主に帰属する当期純利益			11,357		11,357
自己株式の取得				△8	△8
連結子会社の自己株式取得による持分の増減		△65			△65
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		142			142
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△80	△80
持分法適用会社の保有する親会社株式の変動				△2,068	△2,068
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	77	8,783	△2,157	6,703
2020年３月31日残高	11,707	22,261	127,704	△9,672	152,000

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年4月1日残高	15,363	87	9,911	△88	△914	24,359	44,551	214,208
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△902
土地再評価差額金取崩額								△1,671
親会社株主に帰属する当期純利益								11,357
自己株式の取得								△8
連結子会社の自己株式取得による持分の増減								△65
連結子会社株式の追加取得による持分の増減								142
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減								△80
持分法適用会社の保有する親会社株式の変動								△2,068
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△3,735	△111	1,671	△62	△204	△2,442	4,821	2,378
連結会計年度中の変動額合計	△3,735	△111	1,671	△62	△204	△2,442	4,821	9,082
2020年3月31日残高	11,628	△23	11,583	△151	△1,118	21,917	49,373	223,290

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数　　20社

主要な連結子会社の名称

東映アニメーション㈱、東映ビデオ㈱、㈱ティ・ジョイ

②　非連結子会社の数　　12社

主要な非連結子会社の名称

東映フーズ㈱、東映音楽出版㈱

非連結子会社12社は、いずれも小規模会社であり合計の総資産、売上高、純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用している非連結子会社　　２社

東映フーズ㈱、㈱シネマプラス

②　持分法を適用している関連会社　　１社

㈱テレビ朝日ホールディングス

③　持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

東映音楽出版㈱

持分法を適用していない非連結子会社10社及び関連会社３社は、それぞれ純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

⑶　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．たな卸資産

商品及び製品・仕掛品	主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） ただし、連結決算期末日前６ヵ月以内封切の映画に係る製品は、主として法人税法の規定により取得原価の15％を計上しております。
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ．有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法 評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ取引　時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、大規模の賃貸資産、在外連結子会社及び1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２～65年
機械装置及び運搬具	２～17年
工具、器具及び備品	２～20年

無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

ニ．役員株式給付引当金

当社の連結子会社である東映アニメーション株式会社は、役員株式交付規程に基づく取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ　為替予約

ヘッジ対象　　借入金の利息　外貨建金銭債務　外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針

当社グループは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

⑦　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「減損損失」は10百万円であります。

3．追加情報に関する注記

（業績連動型株式報酬制度）

当社の連結子会社である東映アニメーション株式会社（以下、「東映アニメーション」という。）は、当連結会計年度より、東映アニメーションの取締役（非常勤取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と、東映アニメーションの業績および株主価値との連動性をより明確にし、東映アニメーションの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年３月26日）に準じております。

なお、本制度は、2020年３月31日で終了する連結会計年度から2022年３月31日で終了する連結会計年度までの３連結会計年度を対象として、役位および業績目標の達成度等に応じて、東映アニメーション株式等の交付等を行う制度です。

（新型コロナウイルス感染症の影響）

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がりや収束時期に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が当社グループの業績に対し、2021年３月期の一定期間にわたり影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性、固定資産減損の判定等）を行っております。

4．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　55,664百万円

⑵ 担保に供している資産　38,325百万円

担保に供している連結子会社株式196百万円は連結貸借対照表上相殺消去されております。

担保に供している資産に係る債務額

１年内返済予定の長期借入金	320百万円
長期借入金	1,800百万円
その他	1,297百万円
計	3,417百万円

⑶ 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

東映フーズ㈱	236百万円

⑷ 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法　　土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	14,768,909株	－	－	14,768,909株

⑵　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	2,147,578株	117,508株	－	2,265,086株

（変動事由の概要）

増加の主な要因は、持分法適用会社の保有する親会社株式の変動による増加であります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年６月27日 定時株主総会	普通株式	515百万円	40円	2019年３月31日	2019年６月28日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	386百万円	30円	2019年９月30日	2019年12月９日

（注）１株当たり配当額40円には、特別配当10円が含まれております。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年６月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	515百万円	40円	2020年３月31日	2020年６月29日

（注）１株当たり配当額40円には、特別配当10円が含まれております。

６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、主に銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、債権管理の規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延等のおそれが生じた場合には、営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理をとるようにしております。

有価証券及び投資有価証券のうち株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体企業の財務状況を把握しております。また債券は、元本が保証されるか、若しくは格付けの高い債券のみを対象としているため信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金の使途は主に運転資金であり、長期借入金の使途は主に設備投資にかかる資金であります。このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時　価（*1）	差　額
⑴ 現金及び預金	71,650	71,650	－
⑵ 受取手形及び売掛金	19,045	19,045	－
⑶ 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	533	531	△1
その他有価証券	30,473	30,473	－
関連会社株式	56,528	30,822	△25,705
⑷ 支払手形及び買掛金	(20,600)	(20,600)	－
⑸ 長期借入金（*2）	(9,910)	(9,911)	1
⑹ デリバティブ取引（*3）	(138)	(138)	－

（*1）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（*2）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴ 現金及び預金、並びに⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関から提示された価格によっております。

⑷ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑹参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、

同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑹ デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理しているため、その時価は当該外貨建金銭債務の時価に含めております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては、取引金融機関から提示された時価に基づき、繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑸参照）。

（注２）非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,476百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

７．賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のテナントビル等（土地を含む。）を有しております。2020年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,804百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却益は613百万円（特別利益に計上）、減損損失は50百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
39,361	174	39,536	71,682

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産評価に基づく金額、その他の物件は「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	13,909円16銭
１株当たり当期純利益	902円74銭

9．その他の注記

減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

⑴ 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
事業用資産	建物及び構築物 リース資産等	東京	52
賃貸資産	土地	北海道	50
合計			102

⑵ 減損損失の認識に至った経緯

市況の悪化等により、収益力の低下している事業用資産及び賃貸資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

⑶ 減損損失の内訳

種類	減損損失(百万円)
建物及び構築物	20
機械装置及び運搬具	0
工具、器具及び備品	3
土地	50
リース資産	27
無形固定資産	1
合計	102

⑷ 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については処分見込み価額により算定しております。また、使用価値については将来キャッシュ・フローを6.3%で割り引いて算定しております。

〔備考〕記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。